

国民年金保険料は納期限までに納めましょう！

令和8年度の国民年金保険料	月額
令和8年4月分～令和9年3月分	17,920円

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、納付書以外にも便利なクレジットカード納付、口座振替、ネット等を利用した納付があります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差押えることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除、猶予の制度がありますので、役場窓口へご相談ください。

※納付義務のある方→被保険者本人及び連帯して納付する義務を負う配偶者、世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、手続きをしてください。

申請方法

1. 電子申請（マイナポータルから申請）

スマホやパソコン、マイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもペーパーレスで申請ができます！



←マイナポータルサイトはこちらから

2. 窓口・郵送

福祉課国民年金窓口、総合窓口、年金事務所での申請または郵送申請ができます。

令和8年度の免除等の受付は令和8年7月1日から開始され日本年金機構が審査を行います。

また、過去の期間については、免除等の申請書を提出した日から2年1か月前までの分になります。

失業等により年金保険料を納付することが経済的に困難になっているが、申請せずに未納の期間がある方は一度、役場の年金担当または年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ 浦添年金事務所 ☎877-0343 久米島町役場福祉課 ☎985-7124

農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では令和8年5月25日久米島町役場において、令和8年度第2回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- | | | | |
|----------------------|---|----|---------------|
| ①農地法第3条の規定による許可申請 | → | 9件 | 審議の結果許可されました。 |
| ②非農地証明願 | → | 1件 | 審議の結果許可されました。 |
| ③農用地利用集積等促進計画(案)について | → | 4件 | 審議の結果許可されました。 |

許可申請書及び届出等の申請締め切り日 → 7月15日(水)

令和8年度第4回(7月)農業委員会総会の開催日 → 7月27日(月)

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡をお願いします。

お問い合わせ 農業委員会 ☎985-7134